令和４年３月 10 日

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

Ⅰ．放送日　令和４年３月 11 日（金）放送分

今週の話題

（1）豊橋善意銀行　週間寄付報告
（2）ウクライナ難民救援募金受付について
（3）一般指定預託金の受付について
（4）税制優遇措置を受けられる方へのご案内

（1）豊橋善意銀行　週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔３月３日（木）～３月９日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計　６件	98,936 円
内訳		
自由預託金	３件	85,250 円
チャリティーボックス募金	２件	8,686 円
誕生日献金	１件	5,000 円

今週の主な寄付は、愛知県立豊橋商業高等学校ショップ豊商様から 62,750 円のご寄付をお寄せいただきました。これは生徒たちが販売した収益を福祉のためにと寄付下さっています。本行では地元の福祉のために活用させていただきます。

○品物の寄付は、食品、使用済み切手等６件のご寄付がありました。

主な寄付は、円勝寺様からブロッコリー1 箱をご寄付下さいました。本行では地元の希望する福祉施設にお渡ししました。

（2）ウクライナ難民救援募金受付について

今年２月からロシアとウクライナ間の紛争・戦闘によって被害を逃れるため多くの人々が周辺国に避難し、その数は 150 万人にも及ぶのではないかとされています。この状況を受けウクライナでの人道危機対応及び避難民への救援活動を行う団体を支援するため、募金を呼びかけます。

ご支援頂いた寄付は、日本赤十字社を通じて国際赤十字社へ送り救援活動に役立たせていただきます。皆様のご支援をお願いします。

（3）一般指定預託金の受付について

豊橋善意銀行では、お送り先を決めてのご寄付も受付をしていますが、一昨年から事務手数料をいただいております。詳細については善意銀行におたずね下さい。

（4）税制優遇措置を受けられる方へのご案内

豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「寄付金」をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

豊橋善意銀行事務局　〒440-0806　豊橋市八町通 5-9
電話（0532）52-7893／FAX（0532）52-7894